

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年9月1日付け総務第1262号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市長（以下「実施機関」という。）の平成26年5月16日付け市公第204号による公文書部分開示決定に係る非開示部分のうち、第2回多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会資料に係る平成25年7月25日の多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）職員による佐賀県武雄市図書館視察時の報告書中、武雄市職員との質疑応答記録の部分（以下「武雄市職員質疑応答部分」という。）については、別表に掲げる部分について、多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号を適用し非開示とし、その余の部分については開示とすることが相当である。

また、同決定において、第3回多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会資料（以下「第3回推進委員会資料」という。）のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分を条例第7条第3号イの規定に基づき非開示としたことは、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

(1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年5月2日に条例に基づき、実施機関に対し、同年5月1日までに開催された、多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会（以下「推進委員会」という。）に係る一切の資料を公開するよう請求した。

(2) これに対し、実施機関は、全11回の推進委員会の会議資料及び記録並びに推進委員会の設置や組織改変に係る訓令関係文書が請求対象文書に該当するとして、当該資料のうち、次に掲げる部分を当該各号に掲げる規定により非開示情報とし、その余の部分については開示する決定（以下「本件公文書部分開示決定」という。）を平成26年5月16日に行った。

ア 武雄市職員質疑応答部分 条例第7条第5号

イ 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分
条例第7条第3号イ

(3) 本件公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成26年7月18日付けで異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、異議申立書の内容に不備があるとして、平成26年7月28日付け多賀城市指令第140号で異議申立書の補正命令を行い、不服申立人は、同年8月9日付けで異議申立書の補正を行った。

- (5) 実施機関は、平成26年9月1日付け総務第1262号により、本件不服申立てに係る本件公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (6) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年10月15日、同月30日、同年12月22日、平成27年1月19日及び同年3月17日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、不服申立人及び実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (7) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

(1) 武雄市職員質疑応答部分

ア 非開示条項の適用

- (ア) 本件公文書部分開示決定において、非開示理由として条例第7条第5号を適用し、その説明として「視察先との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるため」とされている。
- (イ) 別件の武雄市職員質疑応答部分を対象とした公文書開示請求に対し、本件公文書部分開示決定の前日の平成26年5月15日付けでなされた公文書部分開示決定である総務第360号及び教総第160号においては、非開示理由として「視察先との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがある」とされており、適用条項は本件公文書開示決定と同じ条例第7条第5号であるものの、1日違いの決定で非開示理由の文言に差異が認められる。
- (ウ) また、同じく武雄市職員質疑応答部分に関する公文書開示請求に対し、平成25年11月1日付け生学第529号では、条例第7条第3号及び第5号に該当するとし、生学第529号の非開示部分の変更及び本件非開示部分と同一部分を非開示とした理由の変更を行った平成26年1月17日付け市公第1079号では、本件非開示部分と同一部分に対して条例第7条第6号に非開示理由を変更している。
- (エ) すなわち、1日違いの決定で、同一部分が同じく非開示とされているが、その非開示理由の文言には「おそれがある」と「認められる」との差異が認められ、その差異の説明がなく、過去に同一担当部署が発した非開示理由と異なる条項が適用されている、との事実を鑑みれば、それらの決定と本件公文書部分開示決定との差異は何故存在するのか、そのように度々差異が発生するのは情報公開の運用が恣意的に行われているのではないか等、本件公文書部分開示決定の根拠や決定過程が適切であるのかという疑義が生じるため、本件公文書部分開示決定はその信頼性に問題がある。
- (オ) なお、多賀城市情報公開・個人情報保護審査会の平成26年9月17日付け答申第14号において、武雄市職員質疑応答部分に関し、その一部について条例第7条第5号を適用し非開示とすることが妥当だとする判断が示されている。
- (カ) 同答申によると、武雄市職員質疑応答部分は「説明者が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められた。これらの情報については、条例第7条第5号の規定により非開示とすべきことが妥当であると判断できる。」とされている。
- (キ) しかし、実施機関及び教育委員会は、武雄市職員質疑応答部分を公にすることにより信頼関係を損ねるおそれがあるかについて、武雄市に直接の確認をとっておらず、客観的な根拠

を持たずに恣意的に非開示の決定を下したものであり、不当である。

(ク) また、仮に「公にする意図で述べたものではないことが明白」な情報であるのであれば、条例第7条第3号イの「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を適用すべきであるが、同条第5号を適用しながらも、実質的に同じ非開示部分について同号及び同条第3号イの二重適用を行っており、極めて不適切である。

(ケ) 武雄市職員質疑応答部分に係る視察について、視察した教育委員会職員及び対応した武雄市職員はともに地方公務員であり、当然ながら地方公務員法の適用を受ける。同法第32条には「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されている。

(コ) 教育委員会職員が本件視察に当たり事前に送付した依頼文には、視察目的に指定管理業務実施までの経緯及び武雄市図書館の運営状況に関する視察であることが明記されていることから、武雄市職員はこれらについて問われることを事前に認識していたものと思われる。互いに公務において質疑応答したその内容が、公文書として記録作成され、情報公開制度にのっとり公文書開示請求等の対象となり得ることは、当然認識できていなければならないことである。

(カ) したがって、武雄市職員が「公にする意図で述べたものではない」ことについては、その意図を客観的な方法で明示し、多賀城市側もその意図を理解し、双方の合意が形成されなかったのであれば、原則として情報公開制度の理念にのっとり開示される情報であると理解するのが自然であるが、こうした予測ができないというのであれば、上記(ケ)に記載する地方公務員法の遵守がなされておらず、全体の奉仕者として行政運営に当たらなければならないという意識に欠ける対応であったと言わざるを得ないものとなる。このことから、武雄市職員が「公にする意図で述べたものではない」ことを理由として、条例第7条第5号を適用し非開示とすることは不適切であると考えられる。

イ 非開示部分の過大

(ア) 条例第7条第5号により非開示とされた範囲は、質疑応答者、質疑応答項目、地名、固有名詞など一言一句全て、またその方法は文書の記載域全てが塗りつぶされており、文書の記載域、文字下げ、行数、改行、段落など文書の構成要素までもがマスキングで非開示とされている。

(イ) 一方、条例第8条では「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされている。

(ウ) このように、本件非開示部分は、非開示情報と開示されるべき情報を選別するという条例第8条の運用がなされておらず、非開示部分が過大に設定されている。

ウ 既知の事項について

(ア) 武雄市及び武雄市図書館は、全国に先駆けて導入した先進事例であるとして、全国の自治体から地方行政改革として注目を集め、多くの自治体関係者等が視察に訪れている。そのため、これらの視察に係る復命書等の多くが自発的又は公文書開示請求等により公開されてい

る。

(イ) こうした既に公開されている復命書等に記載されている事項については、一般に公開されている既知の情報と受け取ることができ、開示すべきであると思料する。

エ 市議会における取扱い

(ア) 武雄市職員質疑応答部分は、平成25年8月27日に開催された多賀城市議会文教厚生常任委員会において、全てが開示された状態で提示された。秘密会や資料回収等の措置がなされていない以上、公の委員会に提出された資料は全て原則として公開すべきものである。

(イ) また、武雄市職員質疑応答部分の取扱いについて、多賀城市情報公開・個人情報保護審査会の平成26年9月17日付け答申第11号では、教育委員会が「あくまで常任委員会の審議においてのみ公開することを意図したもの」としているが、同委員会の会議録は、その旨の説明があったことの記載がない状態で、同委員会委員長の承認が行われている。

(ウ) 原則的に公開とすべき資料を非開示としたことについて、客観的な証拠能力を持つ根拠が示されていない以上、そのような根拠に基づき原則的に公開とすべき資料を非開示としたのか、教育委員会が公文書開示請求を受けて初めて公になると不都合であると認識し、上記(イ)のような主張をしたのか、その峻別は不可能である。

(2) 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

ア 条例第7条第3号イは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とされている。

イ 本件公文書部分開示決定における非開示理由は「法人その他の団体に関する情報等であり、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため」とされているが、当該資料が公にしないことを条件で任意に提供されたという根拠が不明であり、当該資料について条例第7条第3号イを適用して非開示とすることが適切であるかの確認ができない。

ウ また、当該資料が多賀城市土地開発公社や多賀城駅北開発株式会社等のいわゆる第三セクター等の法人から提供を受けたものである場合は、いわゆる公的な組織の人員からの提供であり、提供した組織名や人員については条例第7条第2号ウを適用し開示とすべきである。この場合において、条例第7条第3号イを適用し、当該組織名や人員名を非開示とすることは、その適用範囲が過大であり、不当である。

(3) 以上のとおり、本件公文書部分開示決定は、条例の適用を誤った不当なものであるため、非開示部分の開示を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 武雄市職員質疑応答部分

ア 当該部分は、佐賀県武雄市図書館を視察した教育委員会の職員の質問等に対して、対応した武雄市職員(下記5(1)において「説明者」という。)が参考情報として述べた内容を記録したものである。

イ その内容は、公にされることを前提として述べられたものではないため、これを公にすることは、今後の同市との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められたため、条例第7条第5

号の規定により非開示としたものである。

(2) 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

ア 当該資料は、多賀城駅周辺再開発事業に係る旧長崎屋跡地開発の進捗状況に関する資料として配布されたものである。

イ 当該資料は、多賀城駅周辺再開発事業に係る地権者が、私企業に依頼して作成した資料であり、第3回多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会に使用させてほしいという実施機関の申出に対し、作成者から、過去に同様の資料が公開されたことにより争いが生じたことがあることから、不要な争いを避けるために当該部分を一般に開示しないということを条件に提供するとの意思表示が口頭でなされたものである。

ウ 上記イのとおり、当該資料の作成者から要請を受けていたことから、条例第7条第3号イの規定により当該部分を非開示とした。

5 当審査会の判断

(1) 武雄市職員質疑応答部分

ア 不服申立人は、上記3(1)ア(キ)において、武雄市職員質疑応答部分の開示について、実施機関が武雄市に確認を行っておらず、客観的な根拠を持たずに非開示としたことが不当である旨を主張している。

イ この主張に対し、実施機関は、条例第7条第5号の適用に当たっては、実施機関は必ず相手方へ公開の是非について確認しなければならないか、又は相手方から非公開としてほしい旨の依頼、指示等がなければ実施機関は公開しなければならないという規定となっているわけではなく、武雄市職員質疑応答部分の内容が、全体を通じ、武雄市図書館を視察した教育委員会職員の質問等に対して、説明者がその内容を一般に公にする意図で述べたものではないことが明白であり、これを公にすることは武雄市との信頼関係を損ねるものと教育委員会において判断したものであると主張している。

ウ 条例第7条第5号の適用に当たっては、公開することで協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがある情報であるかどうかを相手方に必ず確認しなければいけないものではなく、社会通念、慣例等により判断し得るものであると思料する。また、武雄市職員質疑応答部分の公表の是非については多賀城市の判断に任せるとの考えが、武雄市教育委員会から示されている。武雄市職員質疑応答部分を確認したところ、上記4(1)イにおいて実施機関が主張するとおり、説明者が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められた。これらの情報については、公にすることにより武雄市との信頼関係を損なうものと認められることから、条例第7条第5号の規定により非開示とすることは妥当であると判断する。

エ 不服申立人は、上記3(1)ア(ク)において、公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報については、条例第7条第3号イを適用するべきであり、同条第5号を適用するのは不適切である旨を主張しているが、同条第3号イに規定する非開示情報は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」であり、地方公共団体に係る情報は含まれないものであることから、この主張を受け入れることはできない。

オ また、不服申立人は、上記3(1)ア(コ)及び(カ)において、視察の依頼文書にその目的が明記さ

れていることから、質疑応答の内容について予測ができたはずであり、互いに公務として行われた視察の内容については当然公文書として記録され情報公開制度の対象となることから、「公にしないことを前提として述べる」ことについては、客観的な合意形成がなされる必要がある旨を主張している。

カ この点について、武雄市職員質疑応答部分は、上記ウに記載する非開示とすべき情報も含め、当該質疑応答に係る全てのやり取りが記録されているとみられるものであるが、その内容については、説明者が、ある部分は公にされないことを前提として述べ、またある部分は公にされることを前提として述べる、ということは通常考えられず、公にする範囲について、必ずしも客観的な合意形成を事前に行うものではないと考えられる。説明者が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められる以上、説明者はその全部について、公にされないことを前提として述べたものと思料される。しかし、武雄市職員質疑応答部分には、開示しても武雄市との協力関係又は信頼関係を損ねることにはならないと認められる情報も含まれていることが確認されたことから、そのような情報については、非開示とすべき部分に影響しない限りにおいて開示すべきものと判断する。

キ そこで、当審査会は、当該部分において、説明者が公にされることを前提として述べたものではないものかどうかということについて、以下の3点を判断基準として設定し、3点のいずれかに該当する情報については説明者が公にされることを前提として述べたものではなく、これを公にすることによって武雄市との協力関係又は信頼関係を損ねる非開示情報であると判断することとして、全52の質疑応答内容について審理を行った。

(ア) 正確性が欠如しているもの

金額、見通し、経過等について正確性に欠けるもの、大雑把な説明等を行っているものについては、説明者が公にされないことを前提として説明したものと解することができ、その内容をそのまま文書化して公にすることは、明らかに説明者の予想を超えた利用になると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(イ) 説明者の個人的見解であるもの

説明者の個人的見解であるものについては、外部には出ないことを前提にしたものであると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 第三者との交渉内容に関するもの

契約締結に至る事情、交渉経過、交渉の条件内容等、民間企業等との契約に関するものについては、公になることにより当該民間企業等の目に触れることを説明者が望まないことを明示しているものだけでなく、そのような事実を含む説明になっているものについても同様に開示しないことが必要と考えられるため、非開示とすることが妥当である。

ク その審理の結果、当該質疑応答記録における部分開示については、別表のとおり行うことが妥当であると判断した。

ケ 不服申立人は、上記3(1)ア(ウ)に記載するとおり、実施機関が過去に発した非開示理由と異なる条項が適用されていると主張しているが、平成26年1月17日付け市公第1079号は、平成25年11月1日付け市公第854号の公文書部分開示決定の変更を行ったものであり、同日付け生学第529号の変更を行ったものではない。また、平成26年1月17日付け市公第1079号の変更決定の趣旨は、平成25年11月1日付け市公第854号の決定においてその一部を非開示とした「第2次多賀城市立図書館基本計画(案)」について、その全部を開

示することとしたものであり、本件不服申立てに係る武雄市職員との質疑応答記録の部分についての非開示理由を変更したのではない。以上の点において、不服申立人の主張には誤りがある。

コ 不服申立人は、上記3(1)ア(イ)、(ウ)及び(エ)において、非開示事由に差異があることをもって、本件公文書部分開示決定の信頼性に疑義がある旨を主張している。

サ 実施機関が平成25年11月1日付け市公第854号において条例第7条第6号を適用したのは、今後の武雄市との自由かつ率直な意見交換の障害を招き、ひいては今後の図書館移転事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれがあるという理由によるものであった。

シ この点について、当審査会は、当該市公第854号の公文書部分開示決定に対する不服申立てに係る実施機関からの諮問平成26年1月17日付け総務第2540号への答申である、平成26年9月17日付け答申第12号において、実施機関の主張について理解はできるものの、同市との自由かつ率直な意見交換が阻害されるのは、それらの情報を公にすることにより、同市との協力関係又は信頼関係が損なわれるからであり、意見交換が阻害され、その後の意思形成に支障が生ずるのはその結果によるものと考えれば、非開示とすべき理由には、条例第7条第6号ではなく、より直接的な理由である同条第5号を適用することが妥当であると判断している。

ス 実施機関が平成26年5月16日付け市公第204号以降、武雄市職員質疑応答部分に係る公文書開示請求に対し、非開示事由として条例第7条第5号を適用することとしたのは、当審査会の平成26年9月17日付け答申第12号に関する審議中に、実施機関が当審査会から上記シの判断に係る指摘を受けたことに従ったという経緯によるものであることから、手続上の問題点はない。

セ また、開示等の決定を行う実施機関や時期等の違いにより非開示事由に差異が生じることは、一般的にあり得ないことではなく、本件公文書部分開示決定について、過去の公文書部分開示決定と適用条項の差異があることは、本件公文書部分開示決定を取り消す理由に当たるものではないと判断する。

ソ 上記3(1)ア(イ)の非開示理由の文言中、「おそれがある」と「認められる」との差異が認められることについて、不服申立人は、「おそれがある」も「認められる」も、ともに単なる確率的な可能性ではなく蓋然性が求められるものであるが、「認められる」は「おそれがある」よりもさらに高度な蓋然性が求められる場合に使われるべきとして、平成26年5月15日付けの公文書部分開示決定においては「おそれがある」とし、同月16日の本件公文書部分開示決定においては「認められる」としていることについて、1日のうちに、この蓋然性が高まるような事実があったと考えざるを得ないが、それを証明するものが何もないと主張している。

タ このことについて、実施機関の職員に確認したところ、非開示理由の文言中、「おそれがある」と「認められる」との表現の差異があることに関する特段の理由はなかったことを確認した。

チ 以上のことから、上記ケに記載するとおり、当審査会は、別表に掲げる部分については、条例第7条第5号を適用し非開示とすることが妥当であると判断するものであり、これらの非開示と判断する部分については、非開示情報として保護するに値する蓋然性が認められるものである。

ツ ただし、「おそれがある」と記載することで、開示請求者が上記3(1)ア(イ)のような疑問を

持つことがあっても不思議はないことから、非開示理由の記載にあつては、条例の文言を正しく引用し、適切に表現するべきであると思料する。

テ 不服申立人は、上記3(1)イにおいて、武雄市職員質疑応答部分については、文書の記載域の全てがマスキングされており、非開示部分が過大である旨を主張している。

ト 当審査会は、上記クのとおり、別表に掲げる情報は非開示とすべきであると判断するものであり、当該情報以外の文字及び記載域等については、非開示情報を非開示とするために支障のない範囲で開示すべきものであると思料する。

ナ 不服申立人は、上記3(1)ウにおいて、既に他の自治体等により公開されている情報等については開示すべきであると主張しているが、既に公開されている情報であるか否かということは、条例第7条各号に規定する非開示理由に直接該当するものではない。明らかに既知の事実や、既に公開されている情報からの完全な引用といった場合においては同条各号の非開示理由に該当しないことが多いことは確かであるが、非開示とすべき情報の中から既に公開されている情報に係る事項を部分的に選別して開示するという事は、条例の趣旨とは異なるものであり、既に公開されている情報と同内容の情報については開示すべきであるという不服申立人の主張については、受け入れることはできない。

ニ また、上記3(1)エにおいて、不服申立人は、武雄市職員質疑応答部分の市議会における取扱いに関し、武雄市職員質疑応答部分を非開示として扱うことについての特段の措置をすることなく市議会の委員会という公の場に提出された資料である以上、非開示とすることは不当である旨を主張している。

ヌ 当審査会は、上記エのとおり、武雄市職員質疑応答部分には条例第7条第5号に規定する非開示情報が含まれるものであると判断するものであることから、教育委員会がこれを非開示とすることについて特段の措置を行うことなく市議会の委員会に武雄市職員質疑応答部分を含む資料を提出したことについては、その取扱いに不備があったものと思料する。

ネ しかしながら、別表の情報が、開示することで武雄市との信頼関係を損ねる情報であることに変わりはないものであり、また、委員会の開催に起因して武雄市職員質疑応答部分の内容が新聞報道されるなど、公然の事実となったとまでは認められない。

ノ したがって、当審査会としては、実施機関及び教育委員会の武雄市職員質疑応答部分に係る非開示情報としての取扱いは、不適切であったと思料するものであるが、別表の情報が非開示とすべき情報である以上は、本件公文書部分開示決定を取り消す理由とはならないものと判断するものである。

(2) 第3回推進委員会資料のうち、多賀城市中央二丁目地内の公図写中、地権者等の情報の部分

ア 実施機関は、上記4(2)イにおいて、過去に同様の資料が公開されたことにより争いが生じたことがあることから、不要な争いを避けるために当該部分を一般に開示しないということを条件に、作成者である私企業から当該資料の提供を受けたと主張しており、この実施機関の主張について、特段、不自然な点は感じられない。

イ この点について、不服申立人は、上記3(2)イにおいて、当該資料が公にしないことを条件で任意に提供されたという根拠が不明であると主張している。

ウ 上記アの実施機関の主張に関し根拠となる公文書については不存在であるものの、非開示部分を確認したところ、当該私企業が当該部分について公にしないことを要請する理由も妥当であると考えられることから、当該部分は、条例第7条第3号イに規定する「実施機関の要請を

受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、」「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当すると認められる。

エ 不服申立人は、上記3(2)ウにおいて、当該公図写が、多賀城市土地開発公社又は多賀城駅北開発株式会社等の第三セクターから提供されたものである場合は、公的な組織の人員からの提供となるため、提供した組織名及び人員については、同条第2号ウを適用し開示すべきである旨主張している。

オ しかし、同号ウは、同号に規定する非開示情報である個人情報から除外される情報を規定しているに過ぎないのであって、同条第1号及び第3号から第7号までに規定する非開示情報の内に同条第2号ウに規定する情報に該当する情報があったとしても、当該情報が当該非開示情報から除外されることとなるものではない。また、同号ウは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員について適用されるものであって、土地開発公社又は第三セクターの職員等には適用されないものである。

カ なお、当該公図写の提供者は、私企業であって、土地開発公社又は第三セクターに該当するものではなく、この点からも、不服申立人の主張は失当である。

(3) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上

別表

設問番号	非開示とする理由	非開示とすべき箇所
1	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
2	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
3	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
5	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
6	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
7	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
8	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
9	説明者の個人的見解であるもの	回答の10行目以降
12	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行15文字目以降
13	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
14	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
15	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
16	説明者の個人的見解であるもの	回答の2行20文字目以降
17	正確性が欠如しているもの	回答の全文
18	正確性が欠如しているもの	回答の全文
19	説明者の個人的見解であるもの	回答の9行5文字目以降
23	第三者との交渉内容に関するもの	回答の2行27文字目以降
25	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
31	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目
35	第三者との交渉内容に関するもの	回答の6行目以降
36	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行1文字目から3行7文字目まで
37	説明者の個人的見解であるもの	回答の16行31文字目以降
40	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
41	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
42	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
43	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
44	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
48	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
50	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
51	正確性が欠如しているもの	回答の1行6文字目から2行10文字目まで